

# 車体異常認め運転手無罪

## 道央道バス事故 地裁支部「走行は困難」

【室蘭】胆振管内白老町の道央道で2013年に三菱ふそうトラック・バス(川崎市)製のマイクロバスが横転し、乗客13人が重軽傷を負った事故で、自動車運転過失致傷罪に問われた運転手高橋雅彦被告(60)＝千歳市＝に対し、11日の札幌地裁室蘭支部判決は無罪になった可能性がある」と判断した。(関連記事28面)

争点は、床下にある金属製の箱形部品「センターメンバー」の破損が事故原因

かどうか。車体を安定させる緩衝装置と接続する部品で、事故後の車両検分で、さびて破損していたことが判明している。

五十嵐浩介裁判長は判決理由で、事故直前の蛇行などの異常な走行は「部品が9割程度破損し、安定的な走行が困難になったことと整合する」と指摘。「安全走行に影響を及ぼすほどの異常はなかった」とする検察側の主張を退けた。

検察側は、車体異常を前撮に予備的に追加した起訴内容で、「運転手は異常に気付いた後、直ちに停車すべきだった」とも主張したが、判決は「直ちに停車すべき状況とまでは予測できなかった」として、運転手の過失を認めなかった。

事故は13年8月26日に発生。マイクロバスが走行中、中央分離帯に衝突、横転し、乗客13人全員が鎖骨骨折な

どの重軽傷を負った。裁判は争点明確化のため非公開手続きを挟み、15年9月の在宅起訴から約3年半に及んだ。

事故後、同じ床下部品の破損による人身事故が道外の高速度道路で3件発生。三菱ふそうは17年2月、製造上の欠陥により部品の腐食が進みハンドル操作が不能になる恐れがあるとして、この3件の事故車両を含む45の型式をリコール(無料の修理・回収)した。道央道の事故の型式は対象外。

札幌地裁は「判決を精査し、上級庁と協議の上、適切に対応したい」、三菱ふそうは「刑事裁判の当事者でないためコメントする立場にない」としている。

事故を巡っては、三菱ふそうが捜査機関に「事故原因は車両の不具合ではない」と虚偽の報告をしたとして、運転手が同社に約1

350万円の損害賠償を求め民事訴訟を昨年2月に起こした。一審札幌地裁は昨年11月、事故との因果関係を認めず請求を棄却。札幌高裁が5月に控訴審判決を言い渡す。(松下文音)